別記様式第五の十三（第九条の三十五関係）

仮停止処分通知書

下記の理由により、特定自動運行の許可の効力を　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで仮停止したので通知します。

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して５日以内に、本職に対し、弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

年　　月　　日

警察署長　印

住所	
氏名又は名称	
許可証番号	
理由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。